

千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル評価基準

1 審査方針

本業務の受注候補者の選定にあたっては、千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）並びに千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務仕様書（案）の関係書類をもとに提出された参加表明書・企画提案書等の内容、プレゼンテーション・ヒアリングにより、審査及び評価を実施する。

2 審査・評価の方法

審査は、書類審査（１次審査）、提案評価（２次審査）の２段階審査とし、千郷地区新設園整備事業基本計画・基本設計業務プロポーザル評価委員会において本評価基準により審査・評価する。

ただし、企画提案要件を満たさない場合、失格とし、審査は行わない。

なお、書類審査（１次審査）及び提案評価（２次審査）に参加した委員が評価した点数の合計平均（端数切捨て）が６０点以上なければ最優秀提案者（契約候補者）として選定しない。

企画提案要件

提出された参考見積金額が実施要領「２ 事業費（予算額）」に示す金額を超えている場合は失格とし、審査は行わない。

書類審査（１次審査）

参加表明書、企画提案書及びその添付資料により、以下の評価基準に基づく書類審査を行い、評価点の上位３者以内を選定する。なお、１次審査の評価点が同点の場合、３）企画提案書の評価点が高い者から順位を付ける。

１）事業者の信用度

評価基準	配 点
業務実績	過去１０年間（平成２７年度から令和６年度末まで）の認定こども園、保育園、幼稚園の施設の基本計画又は基本設計業務の実績（最大５件）において、以下の項目の順位に応じて得点とする。なお、公立、私立は問わない。また、基本計画に関する業務については、受注した業務の仕様書等に該当する業務内容が示されている場合、以下の①、②ともに該当することとして評価する。 ①：認定こども園における基本設計業務の実績件数が多い順に、「１０点」「８点」「６点」「４点」「２点」の得点とし、以下は「０点」とする。 ②：認定こども園における基本計画に関する業務の実績

	件数が多い順に、「6点」「4点」「2点」の得点とし、以下は「0点」とする。 ③：保育園又は幼稚園における基本設計業務の実績件数が多い順に、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の得点とし、以下は「0点」とする。 ④：保育園又は幼稚園における基本計画に関する業務の実績件数が多い順に、「3点」「2点」「1点」の得点とし、以下は「0点」とする。
評価点	①、②、③、④の合計点数の上位3者の配点は、上位の者から5点、4点、3点とする。①、②、③、④の合計得点の上位3者に満たない場合、配点なし。 ①、②、③、④の合計得点が高点の場合、1：①の得点、2：③の得点、3：②の得点、4：④の得点の多い順に評価点を付す。それでもなお同点の場合、同点順位とする。

2) 配置予定技術者

評価基準	配 点
管理技術者	管理技術者に対する以下の項目の該当件数に応じて得点とする。なお、⑤及び⑥において評価する件数は、それぞれ最大3件とする。また、基本計画に関する業務については、受注した業務の仕様書等に該当する業務内容が示されている場合、以下の⑤、⑥ともに該当することとして評価する。 ⑤：管理技術者として認定こども園、保育園、幼稚園にかかる基本設計業務に従事した件数が多い順に、「10点」「8点」「6点」「4点」「2点」の得点とし、以下は「0点」とする。なお、従事した件数が同数の場合、認定こども園にかかる基本設計業務に従事した件数が多い順に得点を付す。それでもなお同点の場合、同点順位とする。 ⑥：管理技術者として認定こども園、保育園、幼稚園にかかる基本計画に関する業務に従事した件数が多い順に、「6点」「4点」「2点」の得点とし、以下は「0点」とする。なお、従事した件数が同数の場合、認定こども園にかかる基本設計業務に従事した件数が多い順に得点を付す。それでもなお同点の場合、同点順位とする。 ⑦：設計業務全般における実務経験年数が20年以上の

	場合「5点」、20年未満15年以上の場合「3点」、15年未満10年以上の場合「1点」とし、以下は「0点」とする。 ⑧：「一級建築士」の資格を有していれば「3点」、「技術士（建設部門）」の資格を有していれば「3点」、「技術士補（建設部門）」の資格を有していれば「1点」とし、保有する資格が無い場合、「0点」とする。ただし、「技術士（建設部門）」、「技術士補（建設部門）」の両方の資格を有している場合、「技術士（建設部門）」の資格のみ評価することとし、「3点」とする。
担当技術者	担当技術者に対する以下の項目の該当件数に応じて得点とする。 ⑨：「一級建築士」の資格を有していれば「3点」、「技術士（建設部門）」の資格を有していれば「3点」、「技術士補（建設部門）」の資格を有していれば「1点」（ただし、「技術士（建設部門）」、「技術士補（建設部門）」の両方の資格を有している場合、「技術士（建設部門）」の資格のみ評価することとし、「3点」とする。）とし、保有する資格が無い場合、「0点」とする。ただし、複数の担当技術者を配置する場合は、各担当技術者の得点を合計することとする。
評価点	⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の合計得点の上位3者の配点を上位の者から5点、4点、3点とする。⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の合計得点の上位3者に満たない場合、配点なし。 なお、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨の合計得点が同点の場合、1：⑤の得点、2：⑥の得点、3：⑦の得点、4：⑧の得点、5：⑨の得点の多い順に評価点を付す。それでもなお同点の場合、同点順位とする。

※管理技術者…当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者とする。

※担当技術者…当該業務に関し、管理技術者のもと、業務にあたる者とする。

3) 企画提案書

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
業務の目的、内容等の理解度	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る

評価点	10点
評価着目点	・業務の目的、内容、要件等を理解し、適切に業務内容へ反映されている。

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
取組体制・チームの特徴	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	5点					
評価着目点	・適正な人員配置による体制が作られ、十分なサポート体制が構築されている。 ・本委託に向けて作られたチームの特徴、特性が記載されている。					

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
業務工程表	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	5点					
評価着目点	・効率的かつ効果的に業務を推進することができる具体的、妥当性の高い工程となっている。					

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
特に重視する業務遂行上の配慮事項	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	10点					
評価着目点	・「新城市こども園再編・整備計画」の背景、内容を把握し、本委託業務を遂行する上で、特に重視すべき配慮事項を整理し記述している。					

提案評価（2次審査）

企画提案書等に基づくプレゼンテーション・ヒアリングによる提案評価を実施し、1次審査の評価点に加算し、最優秀提案者及び次点優秀提案者を選定する。

4) 課題に対する提案

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
課題①に対する提案	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	15点					
評価着目点	・幼保連携型認定こども園を見据えた設計にかかる課題と配慮事項が具体的に提案されている。					

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
課題②に対する提案	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	15点					
評価着目点	・地域との連携、調和にかかる工夫が具体的に提案されている。					

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
課題③に対する提案	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	15点					
評価着目点	・維持管理しやすい施設づくりにおける課題と配慮事項が具体的に提案されている。					

5) プレゼンテーション・ヒアリング

評価基準	配置比重					
	A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)	F (0)
プレゼンテーション・ヒアリングについて	極めて優れる	優れる	相当	やや劣る	劣る	極めて劣る
評価点	15点					
評価着目点	・企画提案書の見やすさ、分かりやすさ ・プレゼンテーションの分かりやすさ、業務に対する取組意欲					